

嬉野市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和元年度財政援助団体等監査結果を次のとおり公表する。

令和元年12月11日

嬉野市監査委員 西川 平七

嬉野市監査委員 富永 敏文

第1 監査実施日

令和元年11月21日、22日

第2 監査の対象

1 補助金名：平成30年度

佐賀嬉野バリアフリースターセンター活動費補助事業補助金
(ひとにやさしいまちづくり事業)

対象団体：佐賀嬉野バリアフリースターセンター

所管課：企画政策課（旧：市民協働推進課）

平成30年度事業費：3,000,000円

平成30年度補助額：3,000,000円

補助率（額）：予算の範囲内

2 補助金名：平成30年度さが園芸農業者育成対策事業費補助金

所管課：農業政策課（旧：うれしの茶振興課）

補助率（額）：対象経費の13/30以内

(1) 対象団体：陣野乗用摘採機利用組合

平成30年度事業費：6,179,328円

平成30年度補助額：2,677,000円

(2) 対象団体：清水茶業組合

平成30年度事業費：46,817,600円

平成30年度補助額：20,286,000円

(3) 対象団体：武藤製茶園

平成30年度事業費：6,318,000円

平成30年度補助額：2,568,000円

3 補助金名：農業次世代人材投資資金事業

対象者：塩田地区就農者 1名

所管課：農業政策課（旧：農林課）

平成30年度事業費：1,500,000円

平成30年度補助額：1,500,000円

補助率（額）：予算の範囲内

4 補助金名：ブランド確立条件整備事業

対象者：塩田地区認定農業者 1名

所管課：農業政策課（旧：農林課）

平成30年度事業費：7,650,000円

平成30年度補助額：765,000円

補助率（額）：整備に要する経費の1/10以内（上限1,000,000円）

第3 監査方法

監査の実施に当たっては、所管課及び財政援助団体等から提出された財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類について審査するとともに、関係者から事情を聴取した。なお、必要と認めたものについては現地調査を実施した。

第4 監査結果

1 佐賀嬉野バリアフリースターセンター活動費補助事業補助金

(1) 佐賀嬉野バリアフリースターセンター及び企画政策課

補助金については、その目的に従い執行されていた。経理について、実績報告書においては、事務所維持経費（家賃・光熱費等）の内容が精算された実績として把握できないものであり、補助金額の妥当性が明確に判断できなかった。翌年度に精算しているということであったが、単式簿記で経理するのであれば、支出日で計上し、実績報告においては、単年度の支出額を正確に報告されたい。

補助金の交付に係る事務処理については、提出された文書の様式や題名に誤りがあった。事業実施団体においても、嬉野市補助金等交付規則（以下「市交付規則」という。）を確認いただき、適正な事務処理に努められるとともに、担当課においても市交付規則の理解を深め、適切に指導されたい。また、市からの補助金等概算払決定通知書において、一部金額の記載漏れがあった。担当者だけでなく、担当課として十分にチェックを行うなど適正な事務処理に努められたい。

本補助金は、当該団体の運営を補助するものとして交付しているものである。運営資金の確保については、苦慮されているものと思うが、今後、事業の拡大や自立した運営を行うには、自主財源の確保が不可欠である。担当課や関連団体等と協議するなどして自主財源の確保を図ることにも注力し、事業の実施に努められたい。

2 さが園芸農業者育成対策事業補助金

(2) 陣野乗用摘採機利用組合及び農業政策課

補助金については、その目的に従い執行されていた。補助事業を行うために契約を締結する場合、県が定めるさが園芸農業者育成対策事業費補助金交付要綱によると、原則として3者以上による入札や見積合わせを実施して業者を決定することと規定されているが、本件においては2者により入札が行われている。その理由については、メーカーの取扱業

者が県内に2者しかないというもので、認められると考えるが、原則に沿わないものであるため、その旨を入札結果報告届又は起案文書等に明記し、文書に残すよう努められたい。

また、担当課が作成する本補助金に係る起案文書等については、複数の団体をまとめて処理されているが、補助金の交付決定通知に係る起案文書において、市交付規則の適用条項が誤って記載されていた（清水茶業組合、武藤製茶園についても同様）。市交付規則に従い適切に事務処理されたい。

本補助金によって購入された乗用摘採機について、現地調査を実施した結果、適切に管理され有効に運用されていることを確認した。

(3) 清水茶業組合及び農業政策課

補助金については、その目的に従い執行されていた。本事業の実施に当たっては、補助金変更申請が2回あっている。2回目の変更については、1回目の変更の時点で把握できていたものであり、また、その時期も1回目の変更申請から約3箇月経過している。担当課においては、1回目の変更申請を受け、変更決定をする際には、十分に審査するとともに、県や当該団体への確認を行った上、可能であれば1回の変更で済ませるなど事務の効率化に努めるべきであったと考える。

また、工事監理者について、着工届としゅん功届では別人となっており、担当課はこのことを把握できていなかった。工事監理者を変更した際は、変更届を提出するなどして情報の共有に努められたい。

(4) 武藤製茶園及び農業政策課

補助金については、その目的に従い執行されていた。また、補助金の交付に係る事務処理については、起案文書の件名不備など留意すべき事項はあったものの、おおむね適正に処理されていた。

3 農業次世代人材投資資金事業補助金

(1) 補助対象者及び農業政策課

補助金については、その目的に従い執行されていた。また、補助金の交付に係る事務処理については、留意すべき軽微な事項はあったものの、おおむね適正に処理されていた。

今後とも担当課その他関係者と連携を図り、更なる事業の拡大に努められたい。

4 ブランド確立条件整備事業

(1) 補助対象者及び農業政策課

補助金については、その目的に従い執行されており、補助金の交付に係る事務処理については、適正に処理されていた。

また、購入されたトラクター及び逆転ロータリーについて、現地調査を実施した結果、適切に管理され有効に運用されていることを確認した。

第5 まとめ

以上の各補助金については、その目的に従い執行されていた。しかしながら、前述のとおり事務処理の一部においては、不備が見受けられたので、今回指摘のあった事項については、適正な事務の執行に努められたい。

担当課については、補助金の交付に係る事務処理の一部に不備が見受けられた。補助金は、財源が税金で賄われており、公益上の必要性があるものに対して交付されるその性質上、関係法令に基づき正確かつ適正な事務処理が当然求められるものである。したがって、事務処理に当たっては、市交付規則等その他関係法令を再確認し、交付団体に対する指導監督の徹底と連携を図り、公正かつ合理的、効果的な補助金の運用に努められたい。